

選挙公報について

1 掲載文の申請について

掲載文の申請は、立候補届出のとき、届出書類に添えて提出することとなります。
今回は4月13日（日）午前8時30分から午後5時までとなります。

2 掲載文の提出について

（1）掲載文には一定の制約がありますので、掲載文の申請前に選挙管理委員会事務局において事前審査をします。

（2）事前審査には、次の書類を持参してください。

- | | |
|----------------|-----|
| ①選挙公報掲載申請書 | 1 通 |
| ②選挙公報掲載文原稿（用紙） | 1 通 |
| ③写真 | 1 通 |

※ 選挙公報掲載申請関係書類を入れています封筒に、上記書類を入れて持参ください。

※ 選挙公報掲載文原稿については、電子データでの提出可、ただし様式データ等提出条件があります。

（3）事前審査日 3月18日（火）～3月28日（金）

場 所 選挙管理委員会事務局

（4）選挙公報は、発行から各世帯への配布まで時間的余裕がないため、あらかじめ印刷の準備を行います。このため事前審査完了後、上記書類を選挙管理委員会事務局にて保管いたします。その際には、「選挙公報一件預り証」を交付しますので、立候補届出の際に提示してください。

なお、原稿の修正等については4月13日（日）午後5時まで可能です。

3 掲載文の記載について

（1）掲載文には、選挙管理委員会が交付した選挙公報掲載文原稿用紙（以下「原稿用紙」という。）に候補者の氏名、経歴のほか政見等を記載することができます。

（2）原稿用紙は2枚交付いたしますが、1枚提出してください。

（3）掲載文は、提出された原稿を写真製版によって黒色で印刷します。

（4）掲載文は、原稿用紙の枠内に、黒色ではっきり記載してください。

特に手書きの場合には、文字が不鮮明にならないように注意してください。

（5）掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは、善良な風俗を害し、特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品性を損なう事項を記載してはなりません。

リミングにより公報に写らない場合があります。

(3) 写真の裏面には、氏名を記載してください。

(4) 写真は、掲載文の原稿と同じように縦横ともに縮小されて掲載されます。

6 掲載順序のくじ

(1) 選挙公報の掲載順序を定めるくじは、4月13日（日）午後5時5分に選挙管理委員会事務局で行います。

(2) くじに立ち会いたい候補者、又は、その代理人は、くじの開始時刻までに、選挙管理委員会へ申し出てください。

7 掲載文の修正（撤回）について

(1) 既に提出された掲載文を修正又は撤回しようとするときは、4月13日（日）午後5時までに、選挙管理委員会に申請しなければなりません。

(2) 掲載文の修正には、次の書類を提出してください。

①選挙公報掲載文修正申請書 1通

②選挙公報掲載文原稿用紙（修正したもの） 1通

(3) 掲載文の撤回には、次の書類を提出してください。

①選挙公報掲載撤回申請書 1通

8 その他

その他、疑義の点は、選挙管理委員会事務局（TEL 23－1167）にお問い合わせください。